

議会棟大会議室等音響設備更新業務仕様書 (案)

1. 目的

議会棟大会議室や特別委員会室で使用するマイク及び周辺機器の老朽化が進んでおり、円滑な会議開催に支障があるため、機器の更新を行う。

また、近くの会議室からの混信や盗聴等を防止するためと、会議席配列に柔軟な対応ができることを考慮し、赤外線を利用した会議システムとする。

2. 調達物品及び構成内容

受注者は、以下の品番を参考に相当品を調達すること。

※ 品質、設置サイズ等同等以上で使用に適していると判断できるものであれば、メーカー、形式は同一である必要はないものとする。

<大会議室>

	品名	参考形式	数量
①	センター装置	TOA製 TS-820RC 相当品	1
②	会議ユニット	議長ユニット	1
③		参加者ユニット	29
④	標準マイクロフォン	TOA製 TS-923 相当品	30
⑤	リチウムイオン電池	TOA製 BP-900A 相当品	30
⑥	充電器	TOA製 BC-920 相当品	4
⑦	送受光器	TOA製 TS-907 相当品	4
⑧	デジタルミキサー	TOA製 M-864D 相当品	1
⑨	混合分配器 2分配	TOA製 YW-1022 相当品	2
⑩	ワイヤレスアンテナ	図面参照	2
⑪	デジタルワイヤレスマイクハンド型	図面参照	4

<特別委員会室>

	品名	参考形式	数量
⑫	送受光器	TOA製 TS-907 相当品	4
⑬	混合分配器 2分配	TOA製 YW-1022 相当品	2
⑭	センター装置	TOA製 TS-820RC 相当品	1
⑮	デジタルミキサー	TOA製 M-864D 相当品	1

※その他設置、最適な使用に必要とされる機器、部材は受注者にて手配すること。

3. 詳細仕様

①④センター装置

- ・会議ユニットの制御が可能であること。
- ・入力端子として、マイク端子及びAUX端子を備えていること。
- ・センター装置1台に会議ユニットが41台以上接続可能であること。
- ・同時発言者を1人/2人/3人/4人のいずれかに設定できる機能を有すること。
- ・会議ユニットの発言キーが押されてマイクがONになった状態で、無音状態が一定時間続いた場合、自動的にマイクがOFFになる機能の設定が可能であること。
- ・設定した同時発言者数を超えた場合、発言の優先順位を先押優先及び後押優先から選択できる機能を有し、その機能の切替えが可能であること。
- ・会議ユニットのバッテリー切れを確認できる機能を有すること。
- ・外部USBメモリーで録音機能を有すること。
- ・機器サイズ 361 (W) × 179.8 (D) × 131.1 (H) 以内であること。

②会議ユニット（議長ユニット）

- ・会議システムの議長ユニットとして使用できること。
- ・リチウムイオン電池から電源供給できること。
- ・赤外線により音声の送受信が可能であること。
- ・赤外線の到達距離が半径7m以上あること。
- ・入力端子としてマイク接続用端子を備えていること。
- ・出力端子としてモニタースピーカー用端子及びヘッドホン用端子を備えていること。
- ・リチウムイオン電池を使用して10時間程度使用が可能であること。
- ・参加者ユニットより優先して発言できる機能を有していること。
- ・機器サイズ 205.7 (W) × 164.2 (D) × 70.3 (H) 以内であること。

③会議ユニット（参加者ユニット）

- ・会議システムの参加者ユニットとして使用できること。
- ・リチウムイオン電池から電源供給できること。
- ・赤外線により音声の送受信が可能であること。
- ・入力端子としてマイク接続端子を備えていること。
- ・出力端子としてモニタースピーカー用端子及びヘッドホン用端子を備えていること。
- ・リチウムイオン電池を使用して10時間程度使用が可能であること。
- ・機器サイズ 205.7 (W) × 164.2 (D) × 70.3 (H) 以内であること。

④標準マイク

- ・会議ユニットに接続して使用可能であること。
- ・発言中であることを表示する機能を有すること。
- ・長さが368mm以上あること。

⑤リチウムイオン電池

- ・議長ユニット及び参加者ユニットの両方で使用可能であること。
- ・充電電池として繰り返し使用可能であること。
- ・会議ユニットを10時間程度使用可能な容量を備えていること。

⑥充電器

- ・リチウムイオン電池の充電が可能であること。
- ・約5時間程度で充電が完了すること。
- ・同時に8台の充電が可能であること。
- ・充電の状態（充電中、充電完了、異常時）が表示される機能を有すること。

⑦⑫送受光器

- ・各会議ユニット間を赤外線により通信可能にできること。
- ・センター装置に信号を送受信可能であること。
- ・赤外線の受光角が垂直150°以上、水平360°であること。
- ・赤外線の発光角が垂直150°以上、水平360°であること。
- ・通信半径6m以上あること。

⑨⑮混合分配器

- ・センター装置-受光器間の接続を問題なく行えるよう設置場所に合わせ必要数設置対応が出来ること。

※ その他アンプ架、ワイヤレス設備などは別紙図面を参照の上同等以上であること。

4. 納入期限

令和5年9月8日（金）

5. 納品場所

秋田県秋田市山王4丁目1-1 秋田県議会棟 大会議室及び特別委員会室

6. 提出書類

納入期限までに、赤外線会議システム及び音響設備の使用説明書を2部提出すること。

7. 搬入に関する留意事項

- ・搬入にあたっては、工程表を作成のうえ、議会事務局担当者と協議し、その指示に従うこと。
- ・搬入にあたっては、必要な場所に養生を行うこと。
- ・搬入等で生じた残材・ゴミ等は受注者が搬出し処分すること。
- ・秋田県議会開催においての、音声配信の確認を行うこと。
- ・大会議室開催音声は、特別委員会室へ出力できること。

8. その他

- ・搬入、組立、調整、設定に要する全ての費用は本調達に含むものとする。
- ・本物品の保証期間は検収後1年間とし、受注者の責に帰すべき事項については、無償にて修理若しくは交換の責務を負うものとする。
- ・秋田県議会事務局担当者に、会議システムの利用・設定方法について十分な説明を行うこと。
- ・映像配信システムとの調整（音声出力確認等）を行うこと。
- ・本仕様書に記載のない事項及び不明な事項がある場合は、秋田県議会事務局と協議のうえ、その指示に従うこと。